別表一の表中「課税標準法人税額(115)又は0」を「課税標準法人税額(115)」に改め、同表の記載要領第四号を削り、同第五号中「その他の課税事業年度」の次に「（法第45条に規定する課税事業年度をいう。）」を加え、同号を同第四号とする。

附　則

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の復興特別法人税に関する省令別表一の書式は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用し、法人の同日前に終了した課税事業年度に係る復興特別法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第三十四号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）の施行に伴い、小笠原諸島振興開発特別措置法の施行に伴う譲渡所得等の課税の特例の適用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

小笠原諸島振興開発特別措置法の施行に伴う譲渡所得等の課税の特例の適用に関する省令の一部を改正する省令

小笠原諸島振興開発特別措置法の施行に伴う譲渡所得等の課税の特例の適用に関する省令（昭和四十五年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「）第十五条第三項」を「）第四十一条第三項」に改め、同項第一号中「第十五条第三項」を「第四十一条第三項」に改め、同項第二号中「第二条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第二項中「第十五条第四項」を「第四十一条第四項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○財務省令第三十五号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の六の三第四項において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の規定を実施するため、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに第九十条の六の二第五項並びに第九十条の六の三第四項」に改め、同条第三項中「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第二十九項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十二号

雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項第二号、第三十条第一項、第五十六条の三第一項第二号及び第三項第二号、第五十七条第二項第一号及び第二号、第六十条の二第一項及び第四項、第六十一条の四第一項、第八十一条第二項、第八十二条、並びに附則第五条第一項第一号の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百一条の二の十」を「第百一条の二の十五」に改める。

第十七条の二第三項中「死亡したことを知つた」を「死亡した」に、「一箇月」を「六箇月」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二十一条第七項、第二十七条第二項、第三十一条第六項及び第三十一条の三第四項中「第十七条の二第八項」を「第十七条の二第七項」に改める。

第三十六条第一項第三号中「二箇月以上」の下に「又は離職の日の属する月の前六月のうちいずれか三箇月以上」を加え、同項第五号イ中「三月間」を「六月のうちいずれか連続した三箇月以上の期間」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　離職の日の属する月の前六月のうちいずれかの月において一月当たり百時間を超える時間外労働が行われたこと。

ハ　離職の日の属する月の前六月のうちいずれか連続した二箇月以上の期間の時間外労働時間を平均し一月当たり八十時間を超える時間外労働が行われたこと。

第四十四条及び第四十五条を次のように改める。

（基本手当の支給手続）

第四十四条　基本手当は、受給資格者に対し、次条第一項の規定による場合を除き、受給資格者の預金又は貯金（出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第四十八条第二項に規定する日本銀行が指定した銀行その他の金融機関に係るものに限る。以下同じ。）への振込みの方法により支給する。

2　前項に規定する方法によつて基本手当の支給を受ける受給資格者（以下「口座振込受給資格者」という。）は、払渡希望金融機関指定届（様式第十八号）に受給資格者証を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

3　口座振込受給資格者は、払渡希望金融機関を変更しようとするときは、払渡希望金融機関変更届（様式第十八号）に受給資格者証を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

4　第二十一条第一項ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

第四十五条　管轄公共職業安定所の長は、やむを得ない理由があると認めるときは、受給資格者の申出により管轄公共職業安定所において基本手当を支給することができる。

2　受給資格者は、前項の規定により基本手当の支給を受けようとするときは、支給日に管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を提出しなければならない。ただし、受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

3　第二十二条第二項の規定は、受給資格者に対する基本手当の支給について準用する。

第四十九条第三項中「第十七条の二第八項」を「第十七条の二第七項」に改める。

第六十二条中「第四十四条第一項、第四十五条」を「第四十五条第一項」に改める。

第六十五条中「第四十四条第一項及び第二項、第四十五条から第四十七条まで」を「第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第四十五条から第四十七条まで」に改める。

第八十二条の七中「就業促進手当（」の下に「第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。」を加える。

第八十三条の二を第八十三条の六とし、第八十三条の次に次の四条を加える。

（法第五十六条の三第三項第二号の厚生労働省令で定める者）

第八十三条の二　法第五十六条の三第三項第二号の厚生労働省令で定める者は、再就職手当の支給に係る同一の事業主の適用事業（以下「同一事業主の適用事業」という。）にその職業に就いた日から六箇月間に支払われた賃金を法第十七条に規定する賃金とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次条において「みなし賃金日額」という。）が当該再就職手当に係る法第十六条の規定による基本手当の日額（以下「基本手当日額」という。）の算定の基礎となつた賃金日額（次条において「算定基礎賃金日額」という。）を下回つた者とする。